

令和8年4月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年4月30日(木) 午後1時45分～
2. 開催場所：始良市役所 本庁舎3階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	猶木 悟	1 1 番	白尾 親昭
2 番	大重 孝司	1 2 番	平 富士夫
3 番	市菌 由美子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	市野 たつ子	1 4 番	宮原 千年
5 番	長野 洋一	1 5 番	森山 良久
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	橋本 好文
7 番	三宅 利秋	1 7 番	松元 信道
		1 8 番	山下 妙子
9 番	緒方 清隆	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	内飩 達也		

農地利用最適化推進委員

1 番	新村 秋弘	7 番	福ヶ迫 浩二
2 番	中村 博明	8 番	柚木 利雄
3 番	東村 和人	9 番	小門口 隆
4 番	福元 誠	1 0 番	中尾 和久
5 番	隈原 康男	1 1 番	松永 政裕
6 番	東 裕治	1 2 番	本村 正一

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条の規定による)について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
08. 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
09. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 振興係長 農地係主幹
 農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

事務局 議 長 議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 議 長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和８年４月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、１８名中１８名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ——— まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。 〔事務局 報告〕 ——— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ——— 次に、日程第１、始良市農業委員会 会議規則 第１７条第２項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 『異議なし』 それでは、農業委員３番、農業委員４番に、お願いいたします。 ——— 日程第２ 会議書記の指名 ——— 次に、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。
---	--

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1ページから3ページです。今月の申請件数につきましては、10件となっております。

なお、総会資料の3ページの10番が長野委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町白男で、田が5筆、合計面積が5, 313㎡、売買による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、推進委員10番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、推進委員10番です。調査報告いたします。令和8年4月19日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人、両親の3人です。農作業用機械は、トラクター、田植機、軽トラック、刈払機等を所有されています。また、通作距離も自宅から2キロの距離で、5分程度の所要時間です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が2筆、合計面積が2, 020 m²、売買による所有権移転です。 以上で、2番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員6番です。調査報告いたします。令和8年4月16日、譲受人の自宅に連絡したところ、不在ということで、父親の方に電話で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人のほか、2人です。農業用機械は、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等を所有しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。 以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆で、面積が687 m²、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員11番です。調査報告いたします。令和8年4月16日、代理人の行政書士に、現地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、保全管理がなされ、取得後は自家用の野菜を栽培されとのことでした。労働力は、1人で、農業用機械は、トラクター、耕耘機、刈払機等を所有しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。

事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、畑が4筆、合計面積が1, 012㎡、贈与による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員7番です。調査報告いたします。令和8年4月15日、譲受人立ち合いのもと、申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現地は、きれいに整備されており、現在、70aを耕作しているとのことでした。農業用機械は、トラクター1台、管理機・耕運機3台、コンバイン、その他の一般作業機を所有されており、譲受人の労働力も、親子3人で、問題ないと思われれます。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われれますので、許可相当と思われれます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松で、畑が1筆、面積が252㎡、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和8年4月20日、譲受人と代理人に、申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦2人で、農業用機械については、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台、バインダー1台、管理機1台等を所有し、通作時間は1分です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われれますので、許可相当と思われれます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き6番につきまして説明します。

	事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、畑が3筆、合計面積が2, 213㎡、売買による所有権移転です。 なお、有限会社福永製茶は、農地所有適格法人となっております。 以上で、6番の説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、農業委員4番です。調査報告いたします。令和8年4月16日、譲受人の代理人と電話連絡を取り、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、4人で、その他従業員が11人います。農業用機械は、トラクター3台、摘採機2台、軽トラック3台揃っており、現地はお茶の栽培が行われています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長		次に、7番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳で、田が1筆、面積が587㎡、売買による所有権移転です。 以上で、7番の説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、農業委員1番です。調査報告いたします。令和8年4月16日、譲受人に連絡を取りましたが、体調不良で現地には来れないということで、電話で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、昨年贈与された田の隣りで、労働力は、奥さんと2人です。農作業用機械は、軽トラック、トラクター、田植機等一式揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長		次に、8番について、事務局の説明を求めます。

事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松で、田が1筆、面積が1, 019㎡、売買による所有権移転です。 以上で、8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和8年4月20日、代理人に現地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦2人で、田植えと稲刈りは、一部委託するということです。通作に要する時間は、約10分です。農作業用機械は、トラクター、コンバイン、田植機、防除機をリースするということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳で、畑が1筆、面積が240㎡、売買による所有権移転です。 以上で、9番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員1番です。調査報告いたします。令和8年4月17日、代理人と現場で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、奥さんと2人で、農作業用機械は、軽トラック、トラクター等を所有されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸で、田が2筆、合計面積が1, 613㎡、売買による所有権移転です。 以上で、10番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 6 番です。調査報告いたします。令和 8 年 4 月 13 日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。営農計画もしっかりされており、労働力は、本人、弟、息子など 5 人です。農作業用機械は、トラクターをはじめ、すべての機械が揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 なお、10 番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 それでは、1 番から 9 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 9 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 9 番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。 それでは、10 番の関係者、農業委員 5 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	10 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、10 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、10 番については、原案のとおり、決定いたしました。 農業委員 5 番の着席をお願いします。
———— 日程第 4 議案第 2 号 ————	
議長	次に、日程第 4、議案第 2 号、買受適格証明願（農地法第 3 条の規定による）について、議題に供します。 なお、申請人が落札し、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することについても、併せてご審議を、お願いします。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号、農地法第 3 条に関連する買受適格証明願につきまして、ご説明します。総会資料は、4 ページです。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。 先般、担当委員におきまして 事前調査がなされ、現地調査報告書の 11 ページに調査書がございますので、審議の参考としてください。 なお、買受適格証明願につきまして、ここで簡単にご説明いたします。お手元の議案第 2 号、買受適格証明願についての資料をご覧ください。 農地は、一般の不動産と異なり、所有権の移転に農地法の許可が必要です。農地を農地として、耕作目的で取得するには、農地法 3 条の許可が必要です。 裁判所が実施する競売によって取得する場合であっても、農地であればこの原則は変わりません。そのため、仮に競売手続において

議 長	これより、議案第 2 号、買受適格証明願（農地法第 3 条の規定による） について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 2 号、買受適格証明願（農地法第 3 条の規定による） に ついては、原案のとおり、買受適格者であることを承認すること に、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、買受適格証明願（農地法第 3 条の 規定による） については、原案のとおり、承認することに決定い たしました。 また、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出された場合 は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可すること に、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	本件承認の、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出された 場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可するこ とに、決定いたしました。
——— 日程第 5 議案第 3 号 ———	
議 長	次に、日程第 5、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請につい て、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請についてご説 明いたします。総会資料は、5 ページでございます。今月の申請件 数につきましては、1 件となっております。 当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は、加治木町 反土の田が 2 筆で、面積は 8 5 4 m²となっております。

事務局	当初計画者が、資材置場で、令和7年8月5日付けで4条許可を得ておりましたが、許可後、建築事業が縮小化になり、資材置場として利用されず、管理が行き届かなくなったため、事業継承者が、宅地造成（3区画）として利用する事業計画の変更となっております。 この後の、議案第4号の10番で、農地法の5条申請が、同時に提出されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、議案第4号の10番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が公衆道路と田、南が田、北が雑種地です。申請実現の確実性としてしましては、すでに転用済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

議 長

次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 14 番について、説明をお願いします。

まず、1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6 ページから 9 ページでございます。今月の申請件数につきましては、14 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。

譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、東餅田の畑が 1 筆で、申請面積が計 1,094 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅を建築するためとのことです。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員 1 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 350 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑（転用許可地）、北が墓地と市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2 番につきましてご説明いたします。

譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が 1 筆で、申請面積が 709 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地で、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅を建築したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 1 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、3 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が 1 筆で、申請面積が 2 4 1 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築し、自己の生活安定を図りたいとのことです。 こちらの申請は、隣接地 1 1 2 2－3 の宅地 2 7 5．0 6 m²と一体利用となり、全事業面積が 5 1 6．0 6 m²となります。 参考資料の 1 6 ページに面積超過の理由書が添付されております。内容としましては、一部を残地として残した場合、耕作及び維持管理に支障を来す恐れと土地の有効活用が困難であるため、全体を一体利用することが最も有効な利用方法であると考えた旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 5 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 2 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準に

委員	について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、松原町一丁目の畑が1筆で、申請面積が521のうち252㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいのため、自己住宅を建設したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地1-10の宅地17.04㎡と一体利用となり、全事業面積が269.04㎡となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と市道、南が宅地、北が宅地と市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆で、申請面積が1,297㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（6区画）を行うとのことです。 こちらの申請は、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可日以降の日付で5条の許可書を交付いたします。 以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 1 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 2 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が私道、西が宅地、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、6 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が 1 筆で、申請面積が 2 9 2 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、住宅需要の要件としては揃っている、宅地造成（1 区画）をしたいということです。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 1 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約 2 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑と雑種地、西が畑、南が畑と雑種地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、7 番につきましてご説明いたします。

事務局	譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が２筆で、申請面積が 9 4 6 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、物流用地の宅地造成（１区画）を行い、企業向けの分譲を行いたいとのことです。 こちらの申請は、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可日以降の日付で５条の許可書を交付いたします。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員１番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員１番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 1 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が農道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、８番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、８番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、脇元の畑が１筆で、申請面積が 2 7 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、通路で、申請理由は、自宅への通路として利用するとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員２番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員２番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 1 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特に

委員	ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他2名、土地の所在は、西餅田の田が3筆で、申請面積が1,455㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（1区画）に利用したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員10番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田（転用許可地）、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が2筆で、申請面積が854㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、住宅需要が見込まれるため、宅地造成（3区画）を計画したいとのことです。 以上で説明を終わります。

議 長 事務局	本件につきましては、議案第 3 号の 1 番で、農業委員 3 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、11 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、11 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、永瀬の田が 1 筆で、申請面積が 1, 107 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地、転用目的は、貸資材置場、申請理由は、農業の経営規模拡大に伴い、資材置場が必要となったためとのことです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から 3 年間 6 か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 3 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 450 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が市道、南が畑、北が農道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、12 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、12 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他 2 名、土地の所在は、船津の畑が 1 筆で、申請面積が 748 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地、転用目的は、事務所・一般住宅で、申請理由は、自己住宅及び自社が経営している会社の事務所として利用したいとのことです。 参考資料の 48 ページに面積超過の理由書が添付されております。内容としましては、一般住宅兼事務所として利用し、駐車

	事務局 場や資材搬入スペースも整備するため面積が必要な旨が記載されて おります。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 10 番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 10 番です。調査報告いたします。農地区分は、 第 2 種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はあ りません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 50 m の位置にあ ります。被害防除現況としましては、東が墓地、西が宅地、南が市 道、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明 もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見 として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結 果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、13 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、13 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲 生町下久徳の畑が 1 筆で、申請面積が 901 m ² です。権利の内容 は、所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地、転用目的は、資材置 場、申請理由は、資材置場として利用するためです。 こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日 から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書 の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 9 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はあり ません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 550 m の位置にあ ります。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が 田、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明 もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見

委員	としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１４番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他２名、土地の所在は、宮島町の畑が１筆で、申請面積が３９６㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、借家住まいのため、自己住宅を建築したいということです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員１番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員１番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約５０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金及び融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１４番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	農業委員１２番です。 議案第４号の１１番の件で、参考資料４１ページの南側は田となっていますが、現地調査報告書では、畑となっておりますので、説明をお尋ねいたします。
事務局	登記簿上は、田ですが、現況は畑となっておりますので、現況主義で、現地調査報告書には、畑と表記しております。

議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１４番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１４番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第７ 議案第５号 ———
議 長	それでは、日程第７、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 １番から１２４番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の１０ページをご覧ください。 契約の始期は、令和８年６月１日を予定しております。新規１２１筆、合計面積１７２，０８３㎡、耕作者変更３筆、合計面積１，４２９㎡となっております。契約年数につきましては、２年間で２件、３年間で６件、５年間で３４件、１０年間で３５件、２０年間で１件、変更に伴う残存期間が２件となっております。 契約の詳細につきましては、１１ページから１６ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地１２４筆中１０７筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。資料は１６ページからです。１１４番から１１５番が杉尾委員、１１６番から１１９番が山下委員、１２０番から１２１番が内飴委員、１２２番から１２３番が橋本委員、１２４番が長野委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

事務局 議長	以上で説明を終わります。 これより、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から124番について、質疑に入ります。 なお、114番から124番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、1番から113番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から113番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から113番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、114番から115番の関係者、農業委員6番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議長 委員 議長	それでは、114番から115番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、114番から115番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕

議 長	委員 賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、114 番から 115 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
議 長	農業委員 6 番の着席をお願いします。 それでは、次に、116 番から 119 番の関係者、農業委員 18 番の退席をお願いします。
議 長	〔委員退席〕 それでは、116 番から 119 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長	委員 〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、116 番から 119 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長	委員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、116 番から 119 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
議 長	農業委員 18 番の着席をお願いします。 それでは、次に、120 番から 121 番の関係者、農業委員 10 番の退席をお願いします。
議 長	〔委員退席〕 それでは、120 番から 121 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕

議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、120 番から 121 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、120 番から 121 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 10 番の着席をお願いします。
議 長	それでは、次に、122 番から 123 番の関係者、農業委員 16 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕 それでは、122 番から 123 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、122 番から 123 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、122 番から 123 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 16 番の着席をお願いします。 それでは、次に、124 番の関係者、農業委員 5 番の退席をお願いします。

議 長	〔委員退席〕 それでは、１２４番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長	〔質疑・意見なし〕
委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１２４番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長	〔賛成多数〕
委 員	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１２４番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
議 長	農業委員５番の着席をお願いします。 ——— 日程第８ 議案第６号 ——— 次に、日程第８、議案第６号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議題に供します。 この議案につきましては、過去に発生した農業委員会委員や事務局職員の不祥事を受け、全国農業会議所より、毎年総会時に、法令遵守の申し合わせ決議に、取り組んでいただきたいとの旨の依頼によるものです。 それでは、資料１７ページに記載されています決議文を読み上げます。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

議 長	私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。 一、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 二、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和 8 年 4 月 30 日、始良市農業委員会。 この決議について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	この議案に関しましては、農業委員会組織としての、決議になりますので、農地利用最適化推進委員の方々も、賛否について、挙手をお願いいたします。 それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔 全会一致 〕
議 長	全会一致により、議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第 9 ———
議 長	次に、日程第 9、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。 別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和 8 年 4 月 17 日 同日付で公告となっております。貸付開始日は令和 8 年 5 月 1 日、

	事務局	新規１４０筆、面積が１７０，０４８㎡、耕作者変更９筆、面積が１３，９７９㎡となっております。 概要については、２ページから６ページ、各筆の明細については、７ページから１４ページをご確認ください。 以上で報告を終わります。
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
———— 日程第１０ ————		
議 長		次に、日程第１０、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。今月は、１０件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（４月分）をご確認ください。中間管理機構への移行や、耕作者変更、鳥獣被害などの要因で解約がなされております。 以上で報告を終わります。
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
———— 日程第１１ ————		
議 長		次に、日程第１１、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
	委 員	〔委員から〕
議 長		事務局からは、何かありませんか。

事務局 議 長 事務局	〔事務局から〕 ○作業グループについて ○委員名簿・連絡網について ○名刺について ○市営駐車場について ○歓迎会について それでは、以上をもちまして、令和8年4月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。
----------------------------------	--

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____